

令和4年度

尾道市運送事業者緊急支援金

申請の手引き

令和4年8月

尾道市

1 目的

コロナ禍において原油価格高騰に直面する貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、市内に本社及び営業所があり、市内で貨物自動車運送事業を営む事業者の事業用貨物車両（緑・黒ナンバー）の使用台数に応じて、支援金を給付します。

2 交付対象者

- ・ 中小企業基本法第2条第1項各号に該当する中小企業者、個人事業主並びに協業組合であり、次のいずれかに該当する者
 - 市内に本社（本店）及び営業所を有する会社
 - 市内に住所及び営業所を有する個人事業主
- ・ 令和4年4月1日において、市内で貨物自動車運送事業を行っており、今後も引き続き市内で事業継続の意思がある者
- ・ 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第1号又は第3号に規定する暴力団員等でない者

3 交付対象車両

一般貨物自動車運送事業・特定貨物自動車運送事業の緑ナンバー車両（霊柩車両を除く。）又は貨物軽自動車運送事業の黒ナンバー車両（霊柩車両を除く。）

で、自動車検査証の記載事項について次の全てを満たす車両

※被けん引自動車（原動機の搭載がない車両）、二輪自動車は対象外です。

自動車検査証の掲載事項	対象要件
登録年月日	運送事業者緊急支援金の交付申請日以前であること
用途	「貨物」又は「特種」
自家用・事業用の別	「事業用」
使用者の氏名又は名称	申請者と同一又は同一法人
使用者の住所	市内の住所であること
使用の本拠の位置	市内の住所であること
有効期間の満了する日	運送事業者緊急支援金の交付申請日以後であること

4 給付額

一般（特定）貨物自動車運送事業車両（緑ナンバー） 1台につき 50,000円
貨物軽自動車運送事業車両（黒ナンバー） 1台につき 25,000円

5 交付申請に必要な書類

- ・ 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ・ 交付対象車両一覧（様式第2号）
- ・ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ・ 交付対象車両全ての自動車検査証の写し
- ・ 運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書、認可書等のいずれかの写し
※貨物軽自動車運送事業については貨物軽自動車運送事業経営届出書の控え用の写し（受付印があるもの）
- ・ 直近の法人税確定申告書別表一の写し ※法人のみ
- ・ 直近の確定申告書第一表の写し ※個人事業主のみ
- ・ 本人確認書類（運転免許証等）の写し ※個人事業主のみ
- ・ 振込先口座の通帳の写し

6 申請受付期間

令和4年8月12日（金）～ 令和4年9月30日（金） ※消印有効

7 申請方法について

新型コロナウイルス感染症対策の観点から、原則郵送で提出してください。

【送付先】

〒722-8501

尾道市久保一丁目15番1号

尾道市役所商工課（運送事業者支援金）担当者宛て

8 審査及び交付決定について

申請内容に基づき、審査を行います。審査は、申請書類に不備・不足がないものから行います。審査の結果、交付対象となることを決定した場合、支援金交付決定通知書を郵送し、指定された口座に支援金を入金します。

交付対象にならない場合は、支援金不交付決定通知書を郵送します。

9 不正受給時の補助金の対応

偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが明らかになった場合は、支援金の返還を求めます。

≪ 申請書類一覧 ≫

	提出書類	法 人	個人事業主
1	運送事業者緊急支援金交付申請書兼請求書 (様式第1号)	○	○
2	交付対象車両一覧 (様式第2号)	○	○
3	誓約書兼同意書 (様式第3号)	○	○
4	交付対象車両全ての自動車検査証の写し	○	○
5	【一般(特定)貨物自動車運送事業の場合】 ⇒ 運輸局からの貨物自動車運送事業の許可書、 認可書等のいずれかの写し 【貨物軽自動車運送事業の場合】 ⇒ 貨物軽自動車運送事業経営届出書の控え用の 写し(受付印があるもの)	○	○
6	直近の法人税確定申告書別表一の写し	○	
7	直近の確定申告書第一表の写し		○
8	本人確認書類(運転免許証等)の写し		○
9	振込先口座の通帳の写し ※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・ 名義人が分かるようコピーしてください。	○	○

【問い合わせ先】

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号(本庁舎1階)
尾道市役所 商工課商政係
TEL: 0848-38-9183 FAX: 0848-38-9293